

泉南市行財政改革集中改革プラン（平成19年度改訂版）（素案）及び（案）のパブリックコメントに対する意見等の概要及び市の考え方

No	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
1	改革プランといってもあたり前のことを今までしてこなかったように思う。	本市においては、平成8年に第1次の「行財政改革大綱」を、平成13年には第2次となる「新行財政改革大綱実施計画」を策定、平成16年3月に第3次行財政改革大綱（案）及び第3次行財政改革実施計画（案）を策定し、様々な行政課題の解決に向けた取り組みを行ってきました。
2	税金の滞納者に電話による督促は、悠長です。税務課の職員は何人いますか。	集中改革プラン（平成19年度改訂版）の別紙市税徴収基本方針に示したとおり、滞納処分の促進等強化を図っていきます。平成18年度で税務課の職員で税の収納を担当している職員は、8名です。
3	市税や保育料、住宅使用料、駐車場使用料などの滞納は納得できない。早急に徴収してほしい。	市税や保育料、各種使用料などの収納・滞納対策につきましては、集中改革プラン（平成19年度改訂版）の別紙で示したとおり新たに収納対策計画を作成し、厳しい対応で取り組みます。
4	パブリックコメントが実施され、市民参画の開かれた市政の方向をうれしく思う。	今後も泉南市パブリックコメント制度実施要綱に基づき、市の政策形成過程における透明性及び公平性の向上を図り、市民参加型の公平公正な市政の推進を図ります。
5	学校の統廃合、同和のことなど先送りしているのは相変わらずです。どこかで線引きしないとできないのに誰も責任を取らない。本当に無責任です。	行政サービスの大半が市民の負担によって成り立っていることを再認識し、市民に理解の得られる行財政運営を行います。
6	たいした予算もつけていないのに切ったとしても圧力のかからないものには改革の名の下に小手先のごまかしのような改革が実施されている。	限られた行政資源を有効に活用し、効果的・効率的に行政運営を行うため、事業の必要性・効果・効率性等の検証を行い、不要不急あるいは目的を達成した事業などについては事業規模の大小にかかわらず整理を実施しています。
7	市民に法の基に平等に市民にサービスが行き渡り人にやさしい泉南市になるため市民一人ひとりが痛みわけの気持ちと大声やごり押しに負けない正義感のある職員や運営に携わる人を育ててほしい。	人材育成を基本に階層別に専門的研修や接遇研修を実施しています。今後も職員の意識、職場風土をさらに改革し、適正配置や職場指導、自己開発を促し、さわやかな、気持ちのよい対応を心がけ、市民の皆様に信頼される職員、行政を目指して職員一人ひとりの能力向上を図るため、人材育成に努めます。
8	認識の甘い資質(レベル)の低い職員がいる。	
9	表現について外来語の多用であいまいな内容を美しく飾り立てている。政策は具体的で明確であるべき。行政担当者に美辞麗句は不用です。	市民の皆さんにわかりやすくを心がけ策定しましたが、行財政問題は多面的な側面を持っており、文章を簡素化することにより主旨が伝わらないことや誤解を招く等の懸念があるため、このような表現となりました。
10	広報紙にこのプランのパブリックコメントが実施されることが載っていたが、広報に目を通していても気づかなかった人も大勢いるのでは。市民の意見を聞いて論議して政策を進めようとしているのか疑問です。	今回のパブリックコメントの実施にあたりましては、市の広報紙1月号に募集記事を掲載、また市の情報公開コーナー、各公民館、総合福祉センター、図書館、体育館に集中改革プラン（素案）を公表するとともに意見募集箱を設置しました。また市ホームページにおいても公表及び募集を行い、周知に努めました。
11	各種審議会や協議会などが必要かどうか、形式だけになっていないか、もし必要なら手当てを出さない方向で進めるのもいいのでは。	各種審議会等の内容及び性質、必要性を考慮しながら類似、同種のものを取り扱っている附属機関等については、廃止・統合を進めています。謝礼等については妥当な金額と判断しています。

12	ごみ収集の有料化は、ごみ減量の啓発と同時進行で有料化も仕方ないと思う。	ごみの有料化とともにごみの減量及び再資源化について啓発に努めます。ごみ処理には、多額の費用がかかっていることからごみ処理コストを市民の方々に認識していただくことは大変重要なことと考えます。有料化に伴う収入は、貴重な財源として廃棄物の減量と適正な処理についての啓発と併せてごみ減量化施策にも活かしたいと考えています。
----	--	--

指定管理者制度の導入について

13	指定管理者制度の内容がわからない。制度自身を市民に十分説明のうえ実施時期を決定するべき。	公の施設の指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の改正により従来の「管理委託制度」から移行した制度です。「公の施設」の管理運営は、これまで、市が直接行うか、市が出資している法人（外郭団体）、公共的団体に限られていました。しかし、民間事業者等のノウハウを活用し、効率的な管理運営を行うことを目的に、地方自治法の改正が行われ、市が出資している法人（外郭団体）や公共的団体に加えて民間事業者やNPOなども「公の施設」の管理運営が出来るようになりました。この制度を指定管理者制度と言います。 ◎公の施設とは...地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として、住民の利用に供するために設置する施設 ◎主な公の施設...体育館、文化ホール・図書館、テニスコート、公民館、保育所、総合福祉センターなど 市では、平成18年8月号広報紙、またホームページ上で指定管理者制度について市民の方にお知らせしています。また、今後も、わかりやすい形で市民にお知らせをしています。
14	図書館は、社会教育の重要な機関。泉南市立図書館は、泉南市で唯一の公共図書館であり、市民の情報収集・生涯学習の拠点、文化の根幹をなす図書館を指定管理からはずし、官と民で支える公設公営の図書館としての存続を強く要望。	
15	教育問題が国の重要施策であり、子どもの学力低下の一因が読書離れにあるといわれている中、その流れに逆行する指定管理者制度導入に反対。市民のニーズに答え、市民のための図書館は指定管理者では実現しない。	地方自治法では、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときには、指定管理者制度を導入することができると規定されています。指定管理者制度の基本的な考え方として行政が自ら行うよりも専門的な技術や知識を持つ民間の活力を導入したほうが市民サービスの向上と経費の削減が認められる場合、市として積極的に指定管理者制度を導入していきたいと考えています。なお導入にあたっては、議会の議決がいることとされています。図書館についても集中改革プランの中で導入を検討することとしており、市としての設置責任を十分に果たしながら、指定管理者制度の活用で、多くの市民のニーズをかなえることができる図書館が実現できるよう検討を進めてまいります。
16	指定管理者制度導入施設に福祉・教育分野は除くべき（保育所・福祉センター・図書館など）。テニスコート、市民球場、プール、文化ホールなどは指定管理者制度の導入がサービス・財政面で適している。しかし図書館は社会教育、生涯学習の面でも専門性を必要とし公平な立場の公共であるべき。公共であることは、市民の側に耳を傾け、変革していくスタンスがあること。公共の施設だから遠慮もなく望みを伝え活性化できた。削るところは削る。残すところは残す。もっと充実させるところがある。それが図書館。	
17	図書館の資料を把握している専門性の高い職員がいることにより利用者は、質の高いサービスが得られる。安定性のない職員からは得られない。市民のニーズに応え、市民のための図書館は指定管理者では実現しない。	
18	子どものための読書ボランティア等（本来公共図書館がする仕事）の活動をしているが、この活動は泉南市立図書館司書の専門性に支えられている。指定管理者制度となると専門性や質の低下は避けられないと確信している。	多くの市民ニーズに応えられる図書館を実現するため、専門職の配置などご指摘の点に留意し、慎重に指定管理者制度の導入を検討してまいります。

19	図書館は憲法で保障された文化的な生活を泉南市に生まれ住んで良かったと思えるまちづくりのひとつの根幹に図書館がある。市の知的・文化的根幹を民間に丸投げして何が心の教育を子ども達に伝えていけるのでしょうか。	指定管理者制度は、市が施設を手放すことではなく、市の公の施設という位置づけの中で、民間にその管理運営を担っていただき、施設をより効果的・効率的に運営する制度です。行政が自ら行うよりも民間の活力を導入した方が利用者にとっても本市にとっても効果的な場合は、積極的に民間活力を導入した行政運営を推進していきます。
20	図書館は市民の誰にも開かれ、利用者を援助する司書を有する場所でありそのサービスを切り捨てないでほしい。すべての住民がどんな資料でもという知的自由の保障を維持するには公営でなければ到底無理。（公平性・公共性）	指定管理者制度を導入しても図書館の設置者としての市の責任は変わりません。そのため市は指定管理者が行う施設の管理運営について、市の条例に管理の基準や業務の範囲その他必要な事項を定め指定管理者はこれに従うことになります。なお、指定管理者制度導入後の図書館運営について、応募時の提案内容の審査、モニタリング等により、市として利用者のニーズ把握、満足度の向上に努めます。また、これまでの水準の低下を招かないよう、市が検証を行い、改善が必要な場合は、助言及び指導を行い、市としての公的責任を果たします。そのため、市は指定管理者と協定を事前に締結して公平・公正なサービスの提供、利用者サービスの向上を確保します。
21	図書館は公共であるからこそ育児の指針、仲間作りの拠点となりえる。知育の環境づくりは目に見えない積み重ね。長いスパンで続ける必要がある。企業は採算の合わないことは切り捨てる。	
22	3年又は5年の契約を重ねる指定管理者制度では継続的な保証はなく、受託団体・企業の安定性は保証されない。図書館運営には長期の展望が必要であり、専門性の蓄積がなければ資料の収集保存や質の高い住民サービスの維持・発展は望めない。	
23	指定管理者に教育現場や保健センター、他部局との連携及び主管としての役割が務まるのか疑問・懸念がある。	
24	民間に移行すれば偏向的な経営や俗悪な書物が展示される可能性が大である。他市において事例がある。	
25	図書館に民間業者が入って商業的にならないか心配。図書館業務が本の貸出しのみに限定されることになりかねない。	
26	図書館では市民と協働・連携してブックスタート事業、おはなしのへや、おはなしひろばびびよ・てくてくにおける協働、市内幼稚園、小学校等へのおはなし配達における連携等、市民の参画・参加による良い関係が続いている。これは市民の自由闊達な発想・行動と専門職司書による的確な仕事により実施されている。泉南市には学校図書館司書の配置がなく学校現場と連携を図りバックアップするものとして公設公営の市立図書館の存在は大きい。私は、ブックスタート事業や図書館の事業に市民として協働しているが、協働・連携は市立図書館が公設公営の公共の機関であるからであり、指定管理者制度が導入されると受託団体・企業とは協働・連携・協力できません。	図書館の管理運営を民間事業者などが行っても、行政の責任において、指導・監督を行います。従って図書館と他の行政部局や市民団体が積極的に連携して、地域の課題の解決や地域の文化、教育、市民生活の向上が図ることが出来ます。今後とも連携・協働等のご支援をよろしくお願いします。
27	図書館法第17条に「図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」と規定されているとおり、図書館は利潤をうむものではなく、指定管理者制度導入の経済効果は望めない。委託料のみの運営となれば資料費の割合にもよるが、人件費の大幅削減は免れず、人材確保の厳しさが容易に想像される。このような形で経費削減は、公共図書館の存在そのものを揺るがす。	図書館の維持・管理・運営等にかかわる経費は全て市費（市民の税金）により賄われています。市は人件費を含めた図書館の管理運営経費を指定管理者に支払います。その指定管理料で、指定管理者には、専門職等の人材確保と合わせて、民間のノウハウを生かした効果的な図書館の運営を行ってまいります。したがって公立図書館の役割は、十分果たせるものと考えています。
28	図書館は憲法で保障された文化的な生活を維持するために大切な施設。利潤を追求すること自体おかしい話。現在よりお金をかけずによりサービスが出来ることは絶対はないと思う。図書館に指定管理者制度はそぐわない。	

29	図書館に指定管理者制度が導入されると個人情報・プライバシーの保護の適切な扱いに疑問がある。	指定管理者は、泉南市個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報の適切な管理のため、必要な措置をとらなければなりません。また条例に違反した場合は、罰則の適用もあります。さらに市と指定管理者との間で締結する協定書においても適切な保護措置について定めるなど、個人情報を適切に管理します。
30	図書館に指定管理者制度が導入されると公共図書館間協力ネットワークについて現状を維持できるか。	指定管理者の業務として指定することで、現状を維持できると考えています。
31	生涯教育の拠点としての図書館となるよう、他のところは削っても正職員の図書館司書を増やす必要がある。	図書館が生涯学習の拠点であることの認識は、持っています。しかし、そうした役割を維持しながら、指定管理者制度の導入を検討していくこととしているため、正職員の司書を採用する予定はありません。
32	指定管理者制度の導入をやめて、逆に今以上に図書館の機能を活性化できる方法を考えてほしい。	指定管理者制度を導入することにより市が直営で運営するよりも市民サービスの向上や効率的な運営が図れると考えています。
33	図書館に指定管理者制度が導入されると貸出しは、有料になるということですか。	図書館は図書館法第17条で「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価も徴収してはならない。」と規定されており、指定管理者制度を導入しても貸出しは無料であり何ら変わりません。
34	民間に移って公の場所の使用料が値上げされることは許されない。	指定管理者の経営努力を促すなどのため、施設の使用料を指定管理者自らの収入とできる「利用料金制度」を原則として採用することとしています。利用料金は、市が条例で定める利用料金額を上限として、市と協議の上決定するため、指定管理者が自由にできるわけではありません。
35	図書館で現在働いている方の処遇は。	正規職員につきましては、他の部署への配置転換をします。ただし、図書館の業務を指定管理者に任せても、図書館としての役割は、市が果たしていく必要があるため、例えば図書選書業務や指導、監督業務など活躍の場を検討する必要があると考えています。